
駒岡清掃工場更新事業
リスク管理方針書

令和元年 8 月 1 日

札幌市

駒岡清掃工場更新事業 リスク管理方針書

目 次

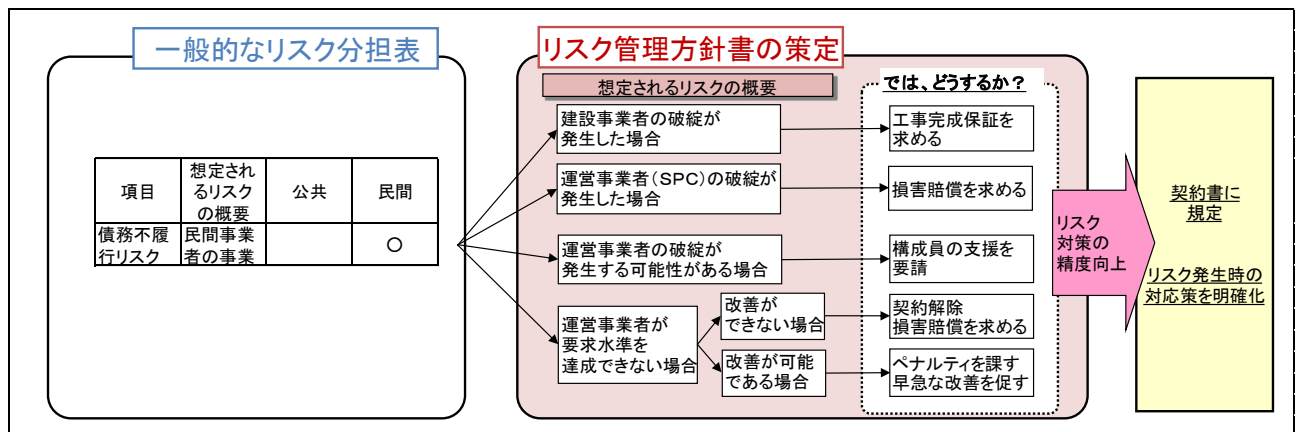
第1章 リスク管理方針書の目的	1
第2章 リスク区分の考え方と区分ごとの目的	2
第3章 事業に係るリスク抽出シート	3
1 契約締結段階	3
2 設計・建設段階	4
3 運営・維持管理段階	7
4 事業終了段階	10
5 共通	10

第1章 リスク管理方針書の目的

札幌市（以下「本市」という。）は、「駒岡清掃工場更新事業（以下「本件事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。「PFI法」という。）に準じて、DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

本件事業を効率的、かつ、円滑に進めるためには、多種多様なリスクを本市と民間事業者で適正に分担することが必要である。

リスク管理方針書は、本件事業に係るリスクを細かく抽出し、「リスクを管理できるものが当該リスクを分担する」という考え方のもと、本市と民間事業者のリスクの役割分担や対応方針、想定される影響や費用、対象となる契約及び契約に含む内容などを整理したものである。これによりリスク管理を徹底し、事業の安定性・安全性の担保に資するとともに、仮にリスクが顕在化した場合でも本施設の安定稼働への影響を最小限に留める仕組みを構築することを目的としている。



第2章 リスク区分の考え方と区分ごとの目的

本件事業では、本市が事業の仕組みに係る諸条件を定めることから、本市が事業の仕組みに係るリスクの検討を主導する立場となる。そのため、本市でリスク対応策の考え方を示し、リスクが顕在化した場合での早急な対応を契約書などに規定することが重要であると考えている。

一方、一般廃棄物処理施設に関する技術的な面での「安全・安心」の確保には、民間事業者の技術・ノウハウ・創意工夫に期待するところが大きく、民間事業者がリスクの検討を主導する立場と考えられる。民間事業者の技術的な面でのリスクに対しては、民間事業者に設計思想や計画の考え方を提示してもらい、本市と民間事業者間でリスクについての認識を共有することが重要であると考えている。

よって、リスク管理の考え方には、前者と後者では根本的な違いがあると考えられ、次の二つのリスク区分を設けてリスクに対する考え方を整理し、共有することが必要であると捉えている。

リスク管理方針書では、下記【区分1】事業に係るリスクについて、リスクの詳細な分類、官民間の分担、本市での具体的対応策について示すとともに、下記【区分2】施設設計などに係るリスクについては、安全・安心の観点から、本市として民間側に求めるリスク対応の方向性を示している。

【区分1】事業に係るリスク

一般的にPFI/DBO事業で利用されている「リスク分担表」に示されるリスクを細分化し、本市でのリスク対応策の考え方を整理する。事業に係るリスクでは、事業の実施に際して、発生する可能性のあるリスクの抽出、対応策の検討により、リスクが顕在化した場合でも、本施設の安定稼働への影響を最小限に留める仕組みを構築することを目的とする。

【区分2】施設設計などに係るリスク

施設設計などに係るリスクについては、施設の性格上、地方公共団体等が直接、施設の設計を行うことはなく、従来の公設施設の場合でも、民間事業者（プラントメーカー等）の技術・ノウハウによるところが大きいことから、民間事業者からリスク対応策などの技術提案を示してもらうことにより、安全・安心確保策を適切に反映することとする。

施設設計などに係るリスクに対しては、施設の安定稼働の確保、労働災害・交通事故などの事故に対する民間事業者の設計思想や計画の考え方を提示してもらい、本市と民間事業者間でリスクについての認識を共有することにより、技術的な面から「安全・安心」を確保することを目的とする。

第3章 事業に係るリスク抽出シート

1 契約締結段階

項目	No	リスクの内容			本市	事業者		本市が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(本市での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用		建設	運営					
契約リスク	1	本市の責による場合	本市の政策方針の転換、財政破綻や債務の不履行等が発生した場合、本市等が策定した計画の変更、瑕疵により事業に影響があった場合	事業の中止、事業の再構築	○			事業者の実行済み費用の負担	-	-	本市、構成員、協力企業	基本協定書 (損害賠償) 第6条 ■本基本協定の各当事者は、本基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。
	2		入札書類の誤りや不備により特定事業契約の締結が遅延した場合	事業開始の遅延等	○			事業の遅延等に伴う費用を負担	-	-	本市、構成員、協力企業	
	3	事業者の責による場合	構成員(代表企業含む)又は協力企業が、落札者選定後、特定事業契約の締結までに入札参加資格を満足できなくなった場合	-	-	-	-	-	-	-	本市、構成員、協力企業	入札説明書 第4章 2 (4) ア 入札参加資格の欠如 ■落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成事業者が入札参加資格を欠くこととなった場合、本市は、落札者と特定事業契約を締結しないことができる。
	4		基本協定の締結後、特定事業契約の締結までに入札参加資格を満足できなくなった場合(独占禁止法、刑法、暴力団排除関連)	事業開始の遅延等		○	○	-	本市に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・損害賠償の支払を規定	本市、構成員、協力企業	基本協定書 (特定事業契約) 第4条第3項 ■建設工事請負契約の本契約成立前に、本件事業に関し、受注者のいずれかが入札参加資格を欠くこととなった場合、本契約として成立させないことができるものとする。 ■落札金額の100分の10に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負うものとする。 ■債務不履行により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。
	5		基本協定の締結後、事業者の自らの都合により特定事業契約を締結しない場合	事業開始の遅延等		○	○	-	本市に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・損害賠償の支払を規定	本市、構成員、協力企業	基本協定書 (特定事業契約の不成立) 第7条第3項 ■受注者が正当な理由なく特定事業契約を締結しない場合、特定事業契約が本契約として成立しなかった場合には、受注者は、発注者に対して、本件事業の落札金額の100分の3に相当する金額の違約金を支払う義務を連帯して負うものとする。 ■基本契約の不締結により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。
	6		事業者の構成員や協力企業の責に帰する事由(契約手続きの未実行、契約内容の未履行等)により契約の締結が遅れた場合	事業開始の遅延等		○	○	-	本市に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	本市、構成員、協力企業	基本協定書 (損害賠償) 第6条 ■本基本協定の各当事者は、本基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。
	7	本市、事業者のいずれの責にもよらない場合	法制度の変更により、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	○	○	○	自らの損害の負担	自らの損害の負担	双方が負担する旨を規定	本市、構成員、協力企業	基本協定書 (特定事業契約の不成立) 第7条第1項 ■発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すべきでない事由により、発注者と受注者が特定事業契約の締結に至らなかった場合、又は、締結された特定事業契約が本契約として成立しなかった場合には、既に発注者と受注者が本件事業の準備に関して各自が支出した費用は各自が負担するものとし、発注者及び受注者は、特定事業契約の締結に至らなかったこと又はその本契約としての不成立に起因する債権、債務が相互に存在しないことを確認する。
	8		地震等の災害発生により、本件事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	○	○	○	自らの損害の負担	自らの損害の負担	双方が負担する旨を規定	本市、構成員、協力企業	
	9		議会での未決や未承認となる場合	事業の中止、事業の再構築	○	○	○	自らの損害の負担	自らの損害の負担	双方が負担する旨を規定	本市、構成員、協力企業	基本協定書 (特定事業契約の不成立) 第7条第2項 ■議会において建設工事請負契約の締結に係る承認が得られなかった場合は、発注者の責めに帰すべきでない事由による特定事業契約の本契約としての不成立とし、この場合において受注者に損害を生じた場合においても、発注者は、当該損害を賠償する責めを負わないものとする。

2 設計・建設段階

項目	No.	リスクの内容			本市	事業者		本市が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(本市での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用		建設	運営					
各種調査の不備リスク	10	本市の責による場合	本市が実施した地形・地質等現地調査に不備がある場合	工期延長、運営開始の遅延	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担※	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (条件変更等) 第27条 ■設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
	11	事業者の責による場合	建設事業者が追加で実施した調査に不備がある場合	工期延長、運営開始の遅延		○		-	本市に生じた損害の負担※	追加費用の負担を規定	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (履行遅滞の場合における損害金等) 第56条 ■受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
基本・実施設計の変更リスク	12	本市の責による場合	本市が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更を指示した場合	工期延長、運営開始の遅延	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担※	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (要求水準書等の変更) 第28条 ■発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
	13		本市の指示による設計図書不適合の場合	工期延長、運営開始の遅延	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担※	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等) 第26条 ■当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
	14	事業者の責による場合	設計図書不適合の場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延		○		-	本市に生じた損害の負担	追加費用の負担を規定	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等) 第26条 ■受注者は、本工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。 (履行遅滞の場合における損害金等) 第56条 ■受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
	15		建設事業者の基本・実施設計不備等により事業の実施が不可能になった場合	事業の中止、事業の再構築		○		-	本市に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (受注者の解除権) 第59条、 (契約が解除された場合等の違約金) 第60条、(発注者の任意解除権) 第61条 ■受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に完成しないとき又は本工事等を履行期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるときは、契約を解除することができる。 ■受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額の違約金を支払わなければならない。 (履行遅滞の場合における損害金等) 第56条 ■受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
工事の遅延リスク	16	本市の責による場合	施設設計確認の遅れなど本市の事由により建設着工が事業者と合意した期間から遅延した場合	工期延長、運営開始の遅延	○			事業者の実行済み費用(損害)の負担※	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (関連工事の調整) 第2条、(受注者の請求による工事の延長) 第30条 ■発注者は、その履行期間の延長が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
	17		本市の提示条件の不備や本市の指示により工程が変更した場合									
	18	事業者の責による場合	施設設計の遅れなど建設事業者の事由により建設着工が遅延した場合	工期延長、運営開始の遅延		○		-	本市に生じた損害の負担※	生じた損害を負担する旨を規定	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (履行遅滞の場合における損害金等) 第56条 ■受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
	19		工事の遅延、未完工による供用開始の遅延が発生した場合									
工事費増大リスク	20	本市の責による場合	発注条件変更等により工事費の増加が発生した場合	工事費の増加	○			建設事業者の業務変更に係る経費	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (要求水準書等の変更) 第28条 ■発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
	21		調査、自らが実施する工事に係る事故等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	○			復旧費を負担※	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (臨機の措置) 第35条 ■事故及び災害の防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。 ■受注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び受注者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受注者が負担するものとし、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、発注者が負担するものとする。
	22	事業者の責による場合	調査、工事に係る事故等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延		○		-	復旧費を負担※	建設事業者の責任の旨を規定		
	23		本市の責によらず工事費の増加が発生した場合	工事費の増加		○		-	増大工事費の負担	建設事業者の責任の旨を規定		

項目	No.	リスクの内容			本市	事業者		本市が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(本市での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用		建設	運営					
試運転、引渡性能試験リスク	24	本市の責による場合	試運転、引渡性能試験に要するごみの供給量不足等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設にて追加的に生じる運営維持管理費、事業者の業務費(増加分)	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担※	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約（試運転、予備性能試験及び引渡性能試験） 第 42 条 ■発注者は、試運転、予備性能試験及び引渡性能試験期間中に必要な処理対象物を受注者に提供する。 （関連工事の調整）第 2 条、受注者の請求による工事の延長）第 30 条 ■発注者は、その履行期間の延長が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
	25	事業者の責による場合	試運転、引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準等に未達の場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設にて追加的に生じる運営維持管理費、事業者の業務費(増加分)	○		-	本市に生じた損害の負担※	生じた損害を負担する旨を規定	本市、建設事業者	建設工事請負契約（履行遅滞の場合における損害金等） 第 56 条 ■受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
	26		重大な瑕疵が発見された場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設にて追加的に生じる運営維持管理費、事業者の業務費(増加分)、復旧費	○		-	本市に生じた損害の負担※	生じた損害を負担する旨を規定	本市、建設事業者	建設工事請負契約（瑕疵担保） 第 54 条、（履行遅滞の場合における損害金等） 第 56 条 ■発注者は、要求水準書等及び提案書の定めるところにより、実施設計図書又は工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
交付金リスク	27	事業者の責による場合	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	交付金交付に係る事業の遅延、契約の解除	外部へのごみ処理委託費、建設事業者の業務変更に係る経費、建設事業者の再選定及び再契約に係る経費	○		-	本市に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	本市に損害が生じた場合、建設事業者による負担を規定	本市、建設事業者	建設工事請負契約（履行遅滞の場合における損害金等） 第 56 条 ■受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。 （受注者の解除権） 第 59 条、（契約が解除された場合等の違約金） 第 60 条、（発注者の任意解除権） 第 61 条 ■受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に完成しないとき又は本工事等を履行期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるときは、契約を解除することができる。 ■受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額の違約金を支払わなければならない。
	28	本市の責による場合	その他の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	交付金交付に係る事業の遅延、契約の解除	外部へのごみ処理委託費、建設事業者の業務変更に係る経費、建設事業者の再選定及び再契約に係る経費	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担又は契約の解除	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約（要求水準書等の変更） 第 28 条 ■発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 （発注者の任意解除権） 第 61 条 ■発注者は、必要があるときは、本建設工事請負契約を解除することができる。契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、受注者と協議して、その損害を賠償しなければならない。
物価変動リスク	29	物価変動により、建設費が変動する場合		-	物価変動費	○	△	物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	札幌市工事請負契約約款 第 25 条を規定	本市、建設事業者	建設工事請負契約（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更） 第 34 条 ■発注者又は受注者は、履行期間内で本建設工事請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
不可抗力リスク	30	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合		事業の中止、事業の再構築	既存施設にて追加的に生じる運営維持管理費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○		契約の解除 建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約（工事の中止） 第 29 条 ■天災等のうち受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本工事を施工できないと認められるときは、発注者は、本工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。 ■本工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本工事の施工の一時中止に伴う増加費用を負担し若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
	31	大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合		工期延長、運営開始の遅延	災害復旧費、既存施設にて追加的に生じる運営維持管理費、業務変更に係る経費	○	△	災害復旧費を負担、建設事業者の業務変更に係る経費を負担※	一定の範囲内は負担	請負代金額の 1%までを建設事業者が負担する旨を規定	本市、建設事業者	建設工事請負契約（不可抗力による損害） 第 38 条 ■発注者は、受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
政治リスク	32	本市の政策方針の転換、財政破綻等により事業の実施が不可能となる場合		事業の中止、事業の再構築	既存施設にて追加的に生じる運営維持管理費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○		契約の解除 建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約（工事の中止） 第 29 条 ■受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本工事を施工できないと認められるときは、発注者は、本工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。 ■本工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本工事の施工の一時中止に伴う増加費用を負担し若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

項目	No.	リスクの内容			本市	事業者		本市が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(本市での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用		建設	運営						
(前頁続き) 政治リスク	33	本市の政策方針の転換等により事業の変更が必要になった場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設にて追加的に生じる運営維持管理費、業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担※	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (要求水準書等の変更) 第 28 条 ■発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	
住民対応リスク	34	工事計画や工事そのものの不備等により住民よりクレームがあった場合	工期延長、運営開始の遅延、事業内容の変更	既存施設にて追加的に生じる運営維持管理費、業務変更に係る経費		○		-	建設事業者の業務変更に係る経費を負担※	追加費用の負担を規定	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (履行遅滞の場合における損害金等) 第 56 条 ■受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。	
第三者賠償リスク	35	事業者の責によらない場合	第三者への損害	第三者賠償	○			第三者賠償を負担	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (第三者に及ぼした損害) 第 37 条 ■本工事等に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。	
	36	事業者の責による場合	建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	第三者への損害		○		-	損害の負担	損害賠償を規定			
許認可取得リスク	37	本市の責による場合	本市が取得すべき許認可手続き等の不備により、遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担※	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (関連工事の調整) 第 2 条、(受注者の請求による工事の延長) 第 30 条 ■発注者は、その履行期間の延長が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	
	38	事業者の責による場合	建設事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、本市の行う申請・届出等で、建設事業者が作成する資料等の不備等により遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延		○		-	本市に生じた損害の負担※	生じた損害を負担する旨を規定	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (履行遅滞の場合における損害金等) 第 56 条 ■受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。	
周辺環境の保全リスク	39	建設に伴って発生した騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	復旧費、外部へのごみ処理委託費、建設事業者の業務変更に係る経費		○		-	本市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	建設事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (一般的損害) 第 36 条 ■実施設計図書、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本工事等を行うにつき生じた損害(次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 1 項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。うち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。	
債務不履行リスク	40	本市の責による場合	本市の債務不履行により業務履行が不可能の場合	事業の中止、事業の再構築		○		事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (受注者の解除権) 第 62 条、(解除に伴う措置) 第 63 条第 1 項 ■発注者の契約違反により工事の履行が不可能になったときは、受注者は契約解除ができ、発注者は、損害がある時はその損害の賠償を請求することができる。 ■契約が解除された場合、発注者は、受注者に対し、出来形検査に合格した部分に相応する請負代金を支払わなければならない。	
	41		対価の不払いの場合	工期延長、事業開始の遅延等		○		事業者の実行済み費用(損害)の負担※	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (履行遅滞の場合における損害金等) 第 56 条第 3 項、(請負代金の支払) 第 44 条第 2 項 ■発注者の責めに帰すべき事由により、第 44 条第 2 項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、本建設工事請負契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。	
	42		本市の債務不履行により工事遅延となる場合	工期延長、事業開始の遅延等	既存施設にて追加的に生じる運営維持管理費、事業再構築に係る経費、事業者の業務費(増加分)		○		事業者の実行済み費用(損害)の負担※	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (関連工事の調整) 第 2 条、(受注者の請求による工事の延長) 第 30 条 ■発注者は、その履行期間の延長が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
	43	事業者の責による場合	事業放棄、契約解除の申出の場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設にて追加的に生じる運営維持管理費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費		○		-	本市に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (受注者の解除権) 第 59 条、(契約が解除された場合等の違約金) 第 60 条、(発注者の任意解除権) 第 61 条 ■受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に完成しないとき又は本工事等を履行期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるときは、契約を解除することができる。 ■受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額の違約金を支払わなければならない。
	44		要求水準未達成のため契約が解除される場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設にて追加的に生じる運営維持管理費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費		○		-	本市に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定		
	45		要求水準の未達により工事遅延となる場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設にて追加的に生じる運営維持管理費		○		-	本市に生じた損害の負担※	損害賠償の支払を規定	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (履行遅滞の場合における損害金等) 第 56 条 ■受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

※工期に影響する場合は、「対象となる契約」に基本契約、運営・維持管理業務委託契約も対象となる。

3 運営・維持管理段階

項目	No.	リスクの内容			本市	事業者		本市が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(本市での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用		建設	運営						
ごみ量、ごみ質の変動リスク	46	計画ごみ量に対し実処理量が変動した場合のコスト変動	-	変動費の増減			○	-	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約（ごみ量）第33条 ■本施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書等に定める計画処理量に対し増減する場合は、変動費の処理単価をもって変動費を算定する。	
	47	計画ごみ量に対し実処理量が著しく変動した場合のコスト変動	-	変動費の増減	○		△	増減分を負担	-	-		運営・維持管理業務委託契約（疑義の決定）第74条 ■契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、委託者・受託者協議し決定する。	
	48	搬入する一般廃棄物等のごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合のコスト変動	-	変動費の増減			○	-	増減分を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約（ごみ質）第34条 ■処理対象物の性状が、要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、受託者は、処理対象物の性状の変動を原因とする運営・維持管理業務委託料の変更及びその他費用の負担を請求することはできない。	
	49	搬入するごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合のコスト変動	-	変動費の増減	○		△	増減分を負担	-	合理的な範囲の追加費用の支払を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約（ごみ質）第34条第2項 ■計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物が搬入された場合において、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分を受託者が合理的に説明し、委託者が当該説明の内容を承諾したときは、処理に要する費用の増加分について、請求できる。	
	50	災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト	-	変動費の増減、その他費用	○		△	増減分を負担(一定以上)	一定の範囲の増減分を負担	合理的な範囲の追加費用の支払を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約（災害発生時などの協力）第16条第2項 ■災害その他不測の事態により、要求水準書等に示す計画搬入量を超える多量の処理対象物が発生する等の状況が生じた場合において、委託者は、受託者に発生した合理的な範囲の追加費用を受託者に支払う。	
搬入禁止物混入リスク	51	事業者の責による場合	事業者の善管注意義務違反の場合	運営休止(故障)			○	-	ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約（搬入管理）第25条、 （性能未達期間中に生じる費用の負担）第32条 ■処理不適物の混入を原因として、プラント設備に故障等が生じ、当該故障等の修理等のために追加費用が発生した場合、委託者又は受託者の責めに起因するものについては、帰責性の所在及び割合に応じて、第32条第1項又は第2項の規定に基づき負担する。	
	52	事業者の責によらない場合	事業者の善管注意義務違反の場合を除く	運営休止(故障)			○	ごみ処理費、復旧費を負担	-	-			
性能未達成リスク	53	本市の責による場合	性能の未達成が本市の条件変更等により発生した場合	運営休止、事業内容の変更			○	改善費を負担	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約（損害賠償等）第54条 ■本業務に関連して、委託者の責めに帰すべき事由により受託者に損害が生じた場合、委託者は、受託者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。	
	54	事業者の責による場合	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合のリスク	停止基準値の超過 運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○	ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約（停止基準値の超過）第30条、 別紙4 モニタリング実施要領等 ■委託者の実施するモニタリング又は受託者の実施する計測等の結果、停止基準値を超過していることが判明した場合には、要求水準書に定める復旧作業を行うものとし、受託者は、直ちに停止基準を超過した系列に係るプラント設備の運転を停止し、本運営・維持管理業務委託契約に定めるところに従い、原因の究明に努め、要求水準書に合致する正常な運転が再開されるよう、プラント設備の補修、運営・維持管理業務の改善等を行わなければならない。	
	55		要求水準の未達成	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○	調査費、改善費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約（性能未達期間中に生じる費用の負担）第32条第2項 ■受託者の責めに帰すべき事由により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下、基本性能の不足等の事態が生じた場合、受託者は、それにより生じる追加費用を負担し、及び責任を負うものとする。	
	56	事業者(建設事業者)の責による場合	性能の未達成が施設設計・施工の瑕疵により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○	(改善費を負担)	調査費、改善費を負担	建設事業者の責任の旨を規定	本市、建設事業者	建設工事請負契約（瑕疵担保）第54条 ■発注者は、要求水準書等及び提案書の定めるところにより、実施設計図書又は工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
	57		性能の未達成が不可抗力により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○	調査費、改善費を負担	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約（性能未達期間中に生じる費用の負担）第32条第3項 （不可抗力によって発生した費用等の負担）第60条 ■不可抗力により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下、基本性能の不足等の事態が生じた場合、委託者は、運営・維持管理業務委託料のうち固定費及び変動費の支払を行う。ただし、委託者が代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる処理不適物の排除作業に係る追加費用及び本施設の運転再開のための修理費については、第60条の規定に従う。

項目	No.	リスクの内容			本市	事業者		本市が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(本市での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用		建設	運営					
施設破損リスク	58	事業者の責による事故、火災等による本施設の修復等にかかるコスト増大	運営休止(故障)、修繕	外部へのごみ処理委託費、復旧費			○		ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (損害賠償等) 第54条第2項 ■本業務に関連して、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合、受託者は、委託者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
	59	事業者の使用者による本施設の破損に伴うコスト増大	運営休止(故障)、修繕	外部へのごみ処理委託費、復旧費			○	-	ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本市、運営事業者	
運営維持管理コスト増大リスク	60	本市の条件変更等により運営費の増加が発生した場合	-	運営事業者の業務変更に係る経費	○			運営事業者の業務変更に係る経費を負担(協議)	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (契約の変更) 第66条 ■本業務に係る前提条件又は本業務により達成すべき内容を変更したときその他特別な事情が生じたときは、委託者と受託者との協議の上、本運営・維持管理業務委託契約の規定を書面にて合意することにより変更することができるものとする。
	61	事業者の責により運営費の増加が発生した場合	-	運営事業者の業務変更に係る経費			○	-	増減分を負担	運営事業者の責任の旨を規定(本市の追加費用負担なしを規定)	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (運営・意地管理業務委託料の支払) 第55条第1項 ■運営・維持管理業務委託料には、本業務の遂行に当たって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、受託者は、委託者に対し、運営・維持管理業務委託料以外に何らの支払いも請求できないものとする。
技術革新リスク	62	技術革新による施設・設備等の更新コスト、新技術採用のためのコスト増大	-	-	○		○	(本市と運営事業者の協議による)	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (本施設の改良保全) 第40条第3項 ■作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により運営・維持管理業務委託料を低減できることを委託者又は受託者が明らかにした場合、委託者及び受託者は、当該新技術等の導入及び運営・維持管理業務委託料の減額について協議するものとする。
発電収入の変動リスク	63	電力会社の買電単価変更による発電収入の変動、搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による発電収入の変動、余熱利用施設での余熱使用量変動による発電収入の変動	-	売電収入の減少	○			(売電収入は本市所属)	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (余熱の有効利用に係る取扱い) 第28条第4項 ■委託者は、本施設を運転管理することにより発生する余剰電力の売却に係る契約を電気事業者と締結するものとし、売却によって得られた収入は、委託者に帰属するものとする。ここでいう余剰電力とは、発電電力から本施設における場内等利用分を除いたものとする。
	64	事業者の事由(運転)による発電収入の変動リスク	-	売電収入の減少			○	-	調査費、改善費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (余熱の有効利用に係る取扱い) 第28条、別紙2 提案された余剰電力量の達成状況の確認に係る協議方法 ■実売電電力量が、実稼働条件を基に算定した年間売電電力量よりも下回っていることが確認された場合には、受託者の責任と費用において、原因究明調査を行うものとする。原因究明調査の結果をもとに、委託者と受託者として協議を行い、当該実売電電力量の低下が、受託者の責めに帰すべき事由による場合には、受託者の責任と費用において、改善策を立案し、委託者の承諾を得た上で、改善措置を行うこととする。
	65	事業者の事由(運転)によらない発電収入の変動リスク	-	売電収入の減少	○			(売電収入は本市所属)	-	-	本市、運営事業者	
物価変動リスク	66	物価変動により、運営費が変動する場合	-	物価変動費	○		△	物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	見直しルールを規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (運営・維持管理委託料の改訂) 第56条 別紙3 運営・維持管理業務委託料 ■運営・維持管理業務委託料は、別紙3記載のとおり改定される。 ■固定費及び変動費単価の1,000分の15を超える増減額
政治リスク	67	本市の政策方針の転換、財政破綻等により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○			契約の解除 運営事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (委託者の解除権) 第47条第1項 ■委託者は、必要と認めるときは、本運営・維持管理業務委託契約の全部を解除することができる。この場合、委託者は、受託者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
	68	本市の政策方針の転換等により事業の変更が必要になった場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費	○			運営事業者の業務変更に係る経費を負担(協議)	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (契約の変更) 第66条 ■本業務に係る前提条件又は本業務により達成すべき内容を変更したときその他特別な事情が生じたときは、委託者と受託者との協議の上、本運営・維持管理業務委託契約の規定を書面にて合意することにより変更することができるものとする。
不可抗力リスク	69	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○			契約の解除 運営事業者の実行済み費用の負担	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (法令変更又は不可抗力の場合の解除) 第52条 ■委託者又は受託者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、本運営・維持管理業務委託契約の終了に伴う権利義務関係等について相手方当事者と協議の上、本運営・維持管理業務委託契約を解除することができる。履行済みの本業務に対応する未払いの運営・維持管理業務委託料を、速やかに受託者に支払う。解除により委託者又は受託者に発生した損害及び費用については、各自で負担するものとする。

項目	No.	リスクの内容			本市	事業者		本市が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(本市での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用		建設	運営					
(前頁続き) 不可抗力リスク	70	大規模災害による損害が発生し、修復のため遅滞が発生する場合	運営休止、事業内容の変更	災害復旧費、外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費	○	△	災害復旧費を負担 運営事業者の業務変更に係る経費を負担	-	年間委託費の1%までを運営事業者が負担する旨を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (不可抗力によって発生した費用等の負担) 第60条 別紙5 不可抗力の場合の費用分担 ■不可抗力が生じた日から60日以内に本運営・維持管理業務委託契約の変更、費用負担等についての合意が成立しない場合、委託者は、当該不可抗力への合理的な対応措置を受託者に対して通知し、受託者は、これに従って本業務を継続するものとし、この場合に生じる追加費用の負担は、別紙5記載の負担割合によるものとする。 ■本市は契約金額を20で除した金額の100分の1を超える額を負担	
	71	事業者の責による場合 運営計画や運営そのものの不備等により住民よりクレームがあった場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費		○	-	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 事業者の責に該当する各規定 ■事業者の責により生じた要求水準未達、債務不履行等に伴う住民からのクレームへの対応に要する経費は、当該事象に関して契約の規定により事業者が負担する経費等を含む。	
第三者賠償リスク	72	施設の運営に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	-	第三者賠償		○	-	損害の負担	損害賠償を規定 第三者賠償責任保険への加入を義務付け	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (第三者への賠償) 第63条 ■本業務の遂行に関して、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は、当該損害を賠償しなければならない。損害が保険金で賄われる場合は、この限りでない。	
許認可取得リスク	73	本市の責による場合 本市が取得すべき許認可手続き等の不備により、遅延が発生した場合	運営開始の遅延	既存施設にて追加的に生じる運営維持管理費、事業者の業務費(増加分)	○		事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (損害賠償等) 第54条 ■本業務に関連して、委託者の責めに帰すべき事由により受託者に損害が生じた場合、委託者は、受託者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。	
	74	事業者の責による場合 運営事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、本市の行う申請・届出等で、運営事業者が作成する資料等の不備等により遅延が発生した場合	運営開始の遅延	既存施設にて追加的に生じる運営維持管理費、事業者の業務費(増加分)		○	-	本市に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (損害賠償等) 第54条 ■本業務に関連して、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合、受託者は、委託者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。	
周辺環境の保全リスク	75	施設の運営に伴って発生した騒音、振動、悪臭等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	運営委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	復旧費、外部へのごみ処理委託費、運営事業者の業務変更に係る経費		○	-	本市に生じた損害の負担	運営事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (損害賠償等) 第54条 ■本業務に関連して、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合、受託者は、委託者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。	
債務不履行リスク	76	本市の責による場合 本市の債務不履行により業務履行が不可能の場合	事業の停止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○		事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (受託者の解除権) 第51条 ■委託者が本運営・維持管理業務委託契約に違反し、その違反によって本運営・維持管理業務委託契約の履行が不可能となったとき等による解除により受託者に損害が生じたときは、その損害を賠償する。	
	77	本市が債務の履行を行わない事態を60日間継続した場合	事業の停止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○		事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (受託者の解除権) 第51条 ■委託者が本運営・維持管理業務委託契約に違反し、その違反によって本運営・維持管理業務委託契約の履行が不可能となったとき等による解除により受託者に損害が生じたときは、その損害を賠償する。	
	78	対価の不払いの場合	事業の停止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○		運営事業者に対する損害負担	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (運営・維持管理委託料の支払) 第55条 ■委託者は、運営・維持管理業務委託料の支払を遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)に定める割合で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。	
債務不履行リスク	79	事業者の責による場合 事業放棄、重大な契約違反の場合	事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費		○	-	本市に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (委託者の解除権) 第47条 ■受託者が本運営・維持管理業務委託契約に違反した状態となった場合において、受託者に対して猶予期間を設けて是正を求めたにもかかわらず、当該猶予期間内に当該違反が治癒されないとき、受託者が本業務を放棄したと認められるとき、受託者に対し、催告することなく、本運営・維持管理業務委託契約を解除することができる。 (委託者による解除の場合の違約金) 第48条 ■受託者は、解除の日から運営・維持管理期間満了日までの残期間に係る運営・維持管理業務委託料の10分の1に相当する金額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。	
	80	要求水準の未達、債務不履行が猶予期間を経過しても改善が見込めない場合	事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費		○	-	本市に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本市、運営事業者		

項目	No.	リスクの内容			本市	事業者		本市が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(本市での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用		建設	運営					
(前頁続き) 債務不履行リスク	81	事業者の責による場合 要求水準の未達、債務不履行の場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○	-	本市に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (損害賠償等) 第54条 ■本業務に関連して、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合、受託者は、委託者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

4 事業終了段階

項目	No.	リスクの内容			本市	事業者		本市が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(本市での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用		建設	運営					
施設の性能確保リスク	82	事業終了時における施設の性能確保	事業終了の遅延、事業内容の変更	遅延期間に係る運営維持管理費又は外部へのごみ処理委託費、復旧費			○	-	復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (本事業終了時の明け渡し条件) 第46条第5項 ■受託者は、本事業終了後24か月の間に、本施設に関して受託者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書の未達が発生した場合には、自己の責任及び費用負担により改修等必要な対応を行う。本規定は、本運営・維持管理業務委託契約が終了した後においても適用する。
事業終了時の諸手続に係るコスト増大リスク	83	引継ぎ資料の不備、後任事業者への教育の不備、諸手続の遅れ等による遅延リスク	事業終了の遅延、事業内容の変更	遅延期間に係る運営維持管理費または外部へのごみ処理委託費			○	-	本市に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (本運営・維持管理業務委託契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置) 第53条第8項 ■本施設の運転等に関する教育及び本業務の引継ぎを、故意又は過失により怠った場合、当該懈怠から生じた委託者の損害を賠償するものとする。
	84	事業終了時の諸手続遅れ、後任事業者の選定の遅れ等の本市の事由によるコスト増大	-	運営事業者の業務変更に係る経費	○				運営事業者の業務変更に係る経費を負担	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (損害賠償等) 第54条 ■本業務に関連して、委託者の責めに帰すべき事由により受託者に損害が生じた場合、委託者は、受託者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

5 共通

項目	No.	リスクの内容			本市	事業者		本市が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(本市での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用		建設	運営						
反社会的勢力等の関与のリスク	85	談合その他の不正行為、暴力団の関与による違約金、損害賠償が発生した場合	事業の停止、事業の再構築	事業の中止、事業の再構築			○	○	-	本市に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本市、建設事業者 運営事業者 構成企業・協力企業	基本契約 (特定事業契約の締結) 第7条 第3項(1) 第4項 ■談合、暴力団の関与が認められる場合の解除権 建設工事請負契約 (談合行為に対する措置) 第57条、(発注者の解除権) 第59条(6) (契約が解除された場合の違約金) 第60条 ■談合に該当する場合、契約金額の2/10に相当する額の支払 ■暴力団の関与が認められる場合の契約解除権 ■契約が解除された場合の違約金の支払(1/10) 運営・維持管理業務委託契約 (委託者の解除権) 第47条 第2項(7)、(8)、(委託者による解除の場合の違約金) 第48条 ■基本契約に規定する談合、暴力団の関与が認められる場合の解除権 ■契約が解除された場合の違約金の支払(1/10)
制度、法改正リスク	86	設計・建設段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	○				契約の解除、建設事業者の実行済み費用の負担	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (法令の変更) 第39条 ■法令の変更により、損害、損失若しくは増加費用が生じた場合、本建設工事請負契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合、その他本工事等の実施が不可能となったと認められる場合、又は、本建設工事請負契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備のために増加費用が必要な場合、本建設工事請負契約及び要求水準書等の変更並びに損害、損失及び増加費用の負担その他必要な事項について、協議するものとする。	
	87		法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	工期延長、運営開始の遅延	○				建設事業者の業務変更に係る経費を負担※	-			
制度、法改正リスク	88	運営・維持管理段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	○				契約の解除、運営事業者の実行済み費用の負担	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (法令変更) 第58条、(法令変更又は不可抗力の場合の解除) 第52条 ■法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第52条の規定に従う。	

項目	No.	リスクの内容			本市	事業者		本市が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(本市での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用		建設	運営					
(前頁続き) 制度、法改正リスク	89	運営・維持管理段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	運営休止、事業内容の変更	○			運営事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (法令変更) 第58条 ■法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第52条の規定に従う。
税制度リスク	90	設計・建設段階	税制度の変更等により建設事業者における税負担が変動する場合	-	○			法令に従い適切に負担	-	-	本市、建設事業者	建設工事請負契約 (法令の変更) 第39条 ■法令の変更により、損害、損失若しくは増加費用が生じた場合、本建設工事請負契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合、その他本工事等の実施が不可能となったと認められる場合、又は、本建設工事請負契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備のために増加費用が必要な場合、本建設工事請負契約及び要求水準書等の変更並びに損害、損失及び増加費用の負担その他必要な事項について、協議するものとする。
	91	運営・維持管理段階	税制度の変更等により運営事業者における税負担が変動する場合(ただし、No.92に該当するものを除く)	-	○			法令に従い適切に負担	-	-	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (法令変更) 第58条 ■委託者は、本運営・維持管理業務委託契約の変更その他の報告された事態に対する本運営・維持管理業務委託契約の変更及び費用負担等の対応措置について、速やかに受託者と協議するものとする。
	92		運営事業者の利益に課される税(法人税等)の負担が変動する場合	-			○	-	法令に従い適切に負担	運営事業者が負担する旨を規定	本市、運営事業者	運営・維持管理業務委託契約 (法令変更) 第58条 第3項 (2) イ ■受託者は、税制度に関する法令変更のうち、本業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの以外の税制度に関する法令変更に起因する追加費用及び損害を負担する。

※工期に影響する場合は、「対象となる契約」に基本契約、運営・維持管理業務委託契約も対象となる。